

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童福祉措置費等徴収規則等の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども総合センター】 3
- 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる規則について未婚のひとり親に係る規定を削除することにしました。

- (1) 北九州市児童福祉措置費等徴収規則
- (2) 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則
- (3) 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則
- (4) 北九州市精神障害者措置入院費徴収規則

この規則は、令和3年8月30日から施行することとし、(1)及び(4)については、令和3年7月1日から適用することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

危機管理室に属する事務を鈴木清副市長の事務分担に加え、今永博副市長の事務分担から外すことにしました。

この規則は、令和3年8月30日から施行することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

(北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉措置費等徴収規則(昭和40年北九州市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第3項第4号を削る。

別表第2の備考中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り上げる。

(北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部改正)

第2条 北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則(昭和46年北九州市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第7項第4号を削る。

別表第5の備考第1項後段中「の規定中」を「中」に改め、「及び第4号」を削る。

(北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部改正)

第3条 北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則(昭和61年北九州市規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第7項第4号を削る。

別表第5の備考第1項後段中「の規定中」を「中」に改め、「及び第4号」を削る。

(北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部改正)

第4条 北九州市精神障害者措置入院費徴収規則(平成8年北九州市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項第3号を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北九州市児童福祉措置費等徴収規則(次項において「改正後の児童福祉措置費等徴収規則」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第4条の規定による改正後の北九州市精神障害者措置入院費徴収規則(第4項において「改正後の精神障害者措置入院費徴収規則」と

いう。)別表の規定は、令和3年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の児童福祉措置費等徴収規則の規定は、前項に規定する改正後の児童福祉措置費等徴収規則の規定の適用の日以後に入所又は通所の措置がとられた児童等に係る措置費の徴収について適用し、同日前に入所又は通所の措置がとられた児童等に係る措置費の徴収については、なお従前の例による。
- 4 改正後の精神障害者措置入院費徴収規則の規定は、第2項に規定する改正後の精神障害者措置入院費徴収規則の規定の適用の日以後に入院の措置がとられた措置入院者等に係る入院費の徴収について適用し、同日前に入院の措置がとられた措置入院者等に係る入院費の徴収については、なお従前の例による。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 4 2 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条鈴木清副市長の項第 1 号中「会計室」の次に「、危機管理室」を加え、同条今永博副市長の項第 1 号中「危機管理室、」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。